

滋賀県告示第 54 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、生息・生育地保護区を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 2 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 名称 地蔵川ハリヨ生息地保護区
- 2 指定の区域 米原市醒井地内地蔵川の河川区域の全部（区域は、区域図表示のとおり）
- 3 指定に係る希少野生動植物種 ハリヨ
- 4 指定の区域の保護に関する指針

(1) ハリヨの個体の生息のために確保すべき条件

ハリヨは、滋賀県北東部、岐阜県南西部等のごく一部に分布が限られており、ハリヨが流域全体にわたり安定的に生息している地蔵川は、当該種の存続上極めて重要な区域であり、生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

本区域のハリヨは、「居醒の清水」をはじめとする本区域内の湧水地から自然湧出する水量の豊かな湧水を生息基盤としており、年間を通じておおむね摂氏 12 度から 15 度までの間に保たれた安定した水温および良好な水質が生息に不可欠となっている。水底の底質は、主に細礫または砂であり、そこに繁茂する水草が繁殖巣の材料として利用されるとともに、水生昆虫等の餌生物の供給源となっている。また、醒井の集落内の区間の河岸は、自然石を利用したすき間のある石垣等が多く、ハリヨの休息場所またはその稚魚の生育場所として利用される。

したがって、ハリヨの生息には、地蔵川の水量、水温、水質および流速を良好な状態に保つこと、水草を含む水底の環境を良好な状態に保つことならびに石組み護岸等を適切に維持することが必要となる。

(2) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置 既存の石組み護岸、洗い場、堰等の河川工作物は現状を維持し、適切に管理するものとする。工作物の新築、改築または増築（以下「工作物の設置」という。）は、地蔵川の水量、水温、水質および流速に影響を与えないよう配慮するものとする。水底への工作物の設置については、水量および水質の確保を目的とするもの、野生動植物の調査その他ハリヨの保護に資するものを除き、行わないものとする。

イ 土地の形質の変更、鉋物の採掘または土石の採取 土砂の堆積等による水質の悪化または水深の減少の防止その他のハリヨの保護に資するものを除き、土地（水底を含む。）の形質の変更、鉋物の採掘および土石の採取は、行わないものとする。

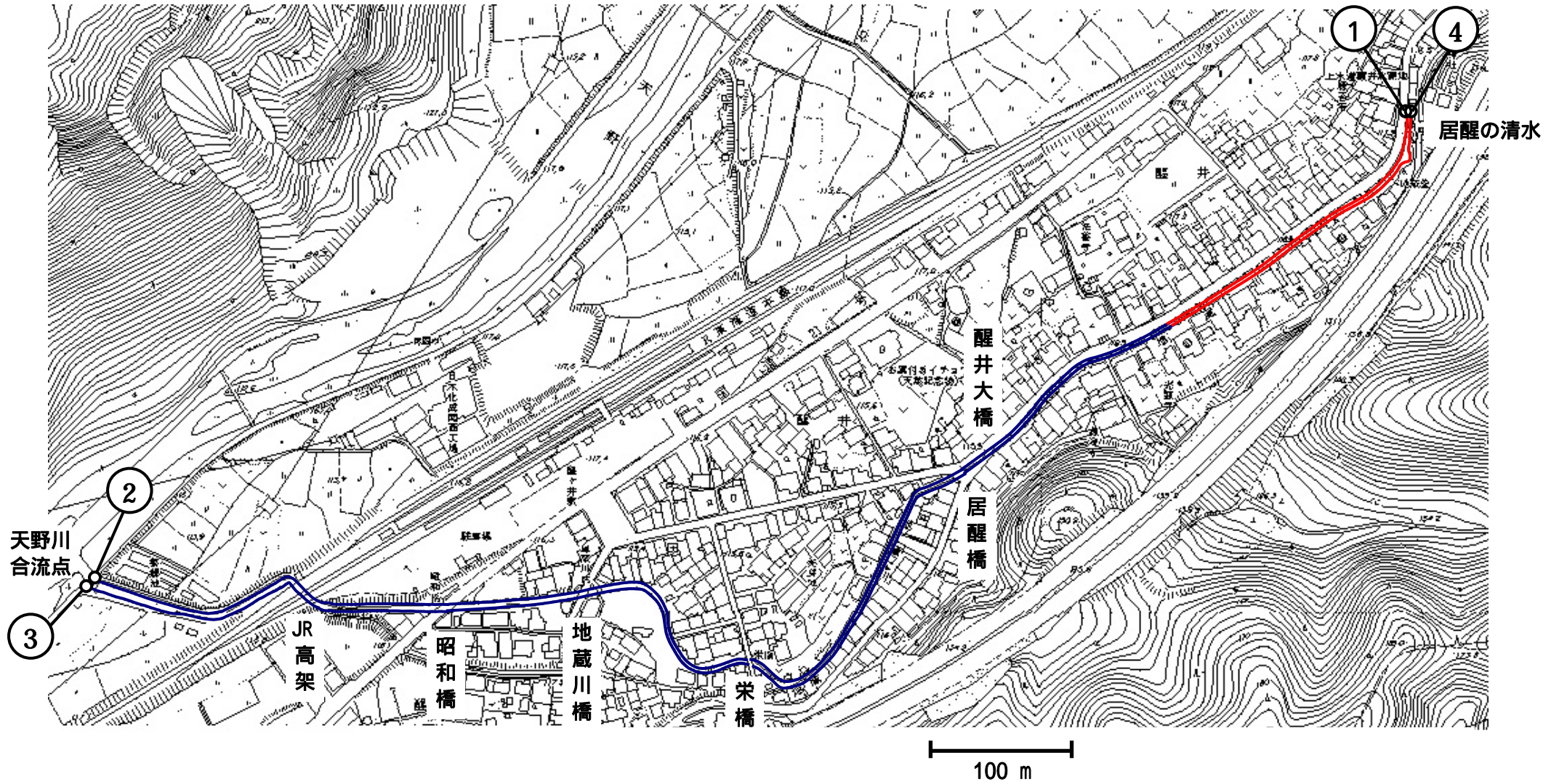
ウ 水面の埋立て 水面の埋立ては、行わないものとする。

エ 水位または水量の変更 水量および水質の確保その他のハリヨの保護のために必要なものを除き、水位および水量の変更は、行わないものとする。

オ 環境保全活動 ハリヨの違法捕獲に対する巡視を行うほか、適度な清掃を行いごみの散乱による水質悪化および水草の過密な繁茂を防ぐこと、既存の河川工作物を適切に管理すること、ハリヨの生息状況について定期的にモニタリングを行うこと等の取組を、県、米原市、周辺住民および関係団体が連携協力して実施するものとする。

(区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ならびに南部振興局環境農政部環境森林整備課、南部振興局甲賀県事務所環境農政部森林整備課、各地域振興局環境農政部森林整備課、高島県事務所環境農政部環境森林整備課および大津林業事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

地藏川ハリヨ生息地保護区の区域図



地蔵川ハリヨ生息地保護区の区域図説明表

番 号	概 要
-	河川区域界（地蔵川右岸）
-	河川区域界（地蔵川河川区域と天野川河川区域との境界）
-	河川区域界（地蔵川左岸）
-	河川区域界（地蔵川起点）

滋賀県告示第 55 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、生息・生育地保護区を次のとおり指定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 2 月 8 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 名称 山門湿原ミツガシワ等生育地保護区
- 2 指定の区域 伊香郡西浅井町山門の一部（区域は、区域図表示のとおり）
- 3 指定に係る希少野生動植物種 アギナシ、セイタカハリイ、ミカツキグサ、クサレダマ、ヒツジグサ、ヒメタヌキモ、ヤチスギラン、ヒメミクリ、ミツガシワ、サギソウおよびトキソウ

4 指定の区域の保護に関する指針

(1) 指定に係る希少野生動植物種の個体の生育のために確保すべき条件

山門湿原は、約 3 万年の歴史を有するミズゴケを主とした高層湿原であり、その周辺を含めて希少野生動植物種である湿生植物および水生植物の 11 種の生育が確認されており、当該種の存続上極めて重要な区域であり、その集水域にある森林を含めて生育地保護区に指定し、保護することが必要である。

本区域の指定に係る希少野生動植物種は、ミズゴケ等が堆積した泥炭層を基盤とする高層湿原に適応したものであるため、これら湿原および湿原内の池沼周辺の土地の現状を維持することが必要である。また、湿原の維持のためには、湿原の水源となっている周辺の森林の維持が必要である。さらに、自然遷移により植生が変化し、乾燥化して湿原の規模が縮小するおそれがあるため、湿原の維持のための適切な植生管理が必要である。

(2) 生育条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置 植生遷移に伴う乾燥化による湿原の縮小の抑制、森林の維持または管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、工作物の新築、改築および増築は、行わないものとする。

イ 土地の形質の変更、鉋物の採掘または土石の採取 植生遷移に伴う乾燥化による湿原の縮小の抑制、森林の維持または管理、野生動植物の調査その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地（水底を含む。）の形質の変更、鉋物の採掘および土石の採取は、行わないものとする。

ウ 水面の埋立て 池沼、沢等の埋立ては、行わないものとする。

エ 水位または水量の変更 池沼、沢等の水量および水質の確保その他の指定に係る希少野生動植物種の保護のために必要なものを除き、池沼、沢等の水位および水量の変

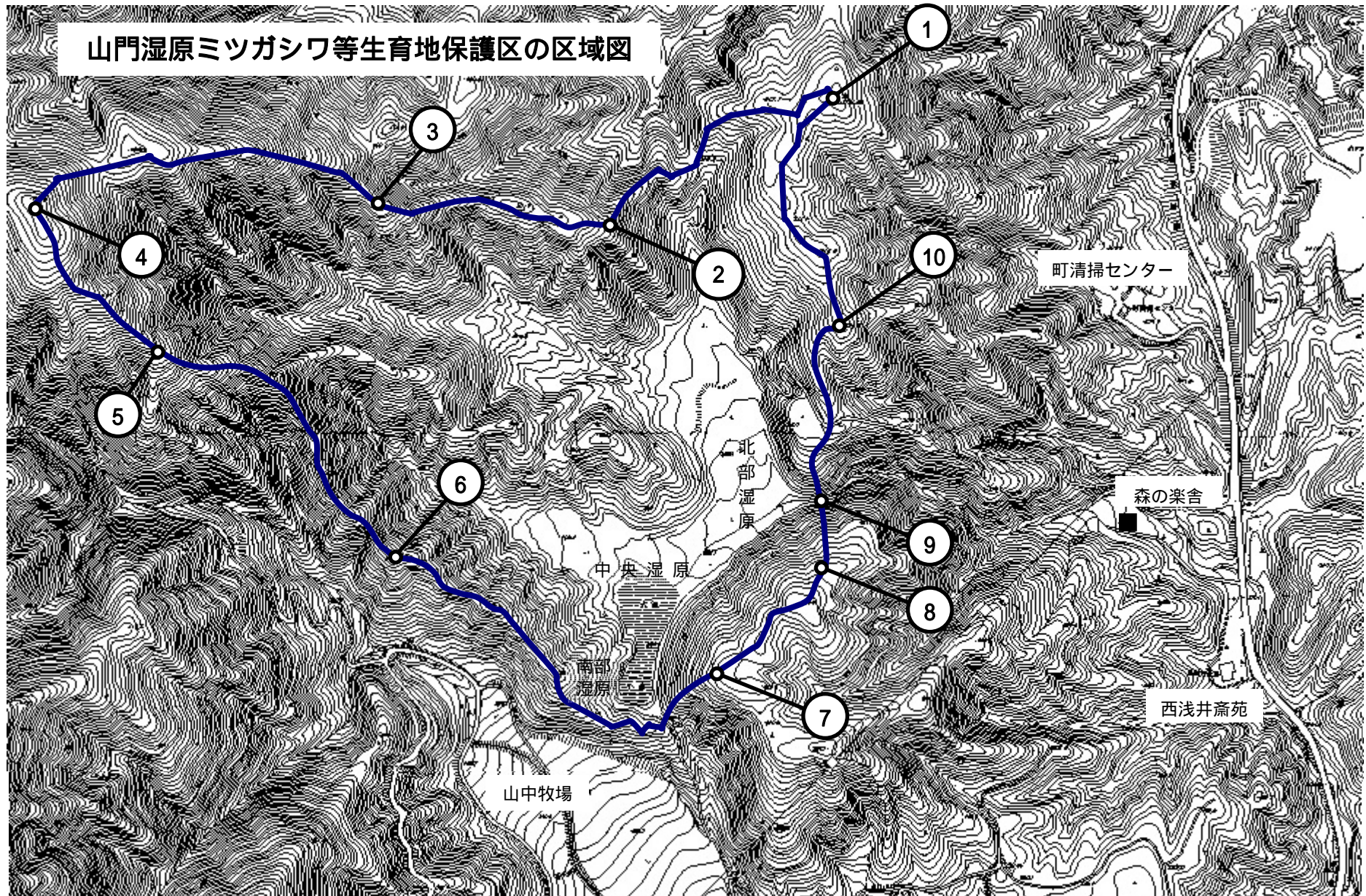
更は、行わないものとする。

オ 木竹の伐採 木竹の伐採を行う場合は、指定に係る希少野生動植物種の生育する場
所で行わないものとするほか、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積
の30パーセント以下とするものとする。

カ 環境保全活動 条例違反行為に対する巡視を行うほか、植生遷移に伴う乾燥化によ
る湿原の縮小を抑制するためのかん木等の除去、在来植物の生育を脅かす外来植物の
除去、林床の野生動植物の生育環境を確保するための森林の間伐および下草刈り、ニ
ホンジカによる植生被害対策、ミツガシワ等の生育状況について定期的にモニタリン
グを行うこと等の取組を、県、西浅井町、周辺住民および関係団体が連携協力して実
施するものとする。

(区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ならびに南部振興局環境農政部
環境森林整備課、南部振興局甲賀県事務所環境農政部森林整備課、各地域振興局環境農政部
森林整備課、高島県事務所環境農政部環境森林整備課および大津林業事務所に備え置いて一
般の縦覧に供する。)

山門湿原ミツガシワ等生育地保護区の区域図



500m

山門湿原ミツガシワ等生育地保護区の区域図説明表

番 号	概 要	備 考
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班に小班と林野庁官 行造林地との境界）および稜線界
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班は小班と林野庁官 行造林地との境界）および稜線界
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班ろ小班と林野庁官 行造林地との境界）および稜線界
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班ろ小班と 21 林班に 小班との境界）および稜線界
-	林班界（西浅井町 24 林班い小班およ びろ小班と 22 林班ほ小班との境界）	稜線界
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班い小班と 22 林班は 小班との境界）および稜線界
-	林班界（西浅井町 24 林班い小班と 23 林班ほ小班との境界）	稜線界
-	林班界（西浅井町 24 林班い小班と同 林班ほ小班との境界）	稜線界
-	林班界（西浅井町 24 林班に小班と同 林班ほ小班との境界）	稜線界
-	県有林界	林班界（西浅井町 24 林班に小班と 58 林班い 小班との境界）および稜線界